

東京都公報

発行

東京都

目次

告示

告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…五
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…六
 - 再開発等促進区を定める地区計画の原案……………
 - …（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…七
 - 都市計画の案（三件）……………
 - …（都市整備局都市基盤部交通企画課・街路計画課）…九
- 東京都告示第九百六十三号
- 東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」

という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

立川市 曙町三丁目、羽衣町一丁目、羽衣町二丁目、羽衣町三丁目、錦町一丁目及び錦町四丁目の区域

国立市 富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、谷保、青柳、石田及び青柳一丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都 東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 対象事業の名称及び種類

東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業

鉄道、軌道又はモノレールの改良

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、東日本旅客鉄道南武線の谷保駅から立川駅までの約三・七キロメートルの区間を連続立体交差化するものである。これにより、谷保駅付近から立川駅付近の十九か所の踏切を取り除くとともに、道路交通渋滞や地域分断の解消を図るものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡

・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

（一）期間

令和七年十月七日から同年十一月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千五百十六番地の九

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番地の一

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

（一）提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

（二）記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和七年十一月二十日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号 一六三ー八〇〇ー 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/)

[reading_guide/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/)

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について
現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(4)までに示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
(1) 工事の施行中	ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、敷地境界上の地点において、67dB～80dBであり、各工種とも評価の指標である騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく規制基準又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）（以下「環境確保条例」という。）に基づく勧告基準を同等又は下回っており、評価の指標を満足する。 イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、敷地境界上の地点において、47dB～70dBであり、各工種とも評価の指標である環境確保条例に基づく勧告基準と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。 ウ 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間 53dB～56dB 及び夜間 48dB～51dB であり、いずれも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。 エ 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動 仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上の予測結果は60dB～74dBであり、現況値を上回るが、新たに仮線を敷設する箇所においては、道床と呼ばれる砕石構造の層を支える路盤の確実な構築を行うとともに、振動を吸収する道床の整備を十分に行うことで、列車が良好な状態で走行できるよう維持管理をはかることで、周辺環境への影響を低減することに努める。また、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を十分実施する等、鉄道振動の低減に努めることにより、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」をおおむね満足する。
騒音・振動	(2) 工事の完了後 ア 列車の走行に伴う鉄道騒音 鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間 49dB～53dB、夜間 44dB～49dB であり、いずれも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月 環大ー第174号）に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する。

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価 項目	評価の結論
騒音・振動	イ 列車の走行に伴う鉄道振動 鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m の地点において、42dB～52dB であり、いずれもおおむね現況値と同等又は下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。
日影	事業の実施による日影の原因となる鉄道施設は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 年東京都条例第 63 号）の規制対象となるものではないが、評価の指標として、同法律及び条例の基準を参考にして評価した。 工事の完了後において、鉄道施設の構造及び高さに配慮し、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規制時間を超える日影は生じないことから、評価の指標を満足する。
電波障害	地上デジタル放送は、事業区間において、東京スカイツリー広域局では最大約 40m、東京スカイツリー-MX テレビでは最大約 160m、永山中継局で最大約 270m までの範囲で、影響が生じると予測され、また、衛星放送については、事業区間において、北東方向に最大約 20m までの範囲で影響が生じると予測される。 このため、本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブල්テレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施する。 これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足する。 なお、パルスノイズ障害は、テレビ画質に影響を及ぼすほどの障害は生じにくいものと予測される。 フラッター障害は遮蔽障害の範囲内に収まるものと予測される。 これらの障害に関して、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブල්テレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。 これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足する。

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価 項目	評価の結論
景観	事業区間周辺の主要な景観は、低層及び中高層の住宅等が立ち並び、緑地・農地が点在している。各駅周辺では商業施設等が立ち並ぶ状況にある。その中で、南武線は地域の街並み景観要素の一部となっており、工事の完了後においても、主要な景観の構成要素はほとんど変化しない。また、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されるが、事業区間周辺の街並み景観要素として融合するものと考えられることから、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足する。 代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる低層及び中高層の住宅等となっている。その中に新たな地域の景観要素として高架橋等の鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、著しい影響はない。また、駅舎については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施することにより、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足する。
史跡・文化財	周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されるが、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。 また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。 これらのことから、埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足する。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
自然との触れ合い活動の場	(1) 工事の施行中 散歩道・散策路のコースのうち、事業区間と踏切で交差する箇所については、工事の施行中に仮設が整備された際に、踏切縦断位置は変化しないが、踏切横断方向の変化により踏切停止位置が変わることとなる。しかし、散歩道・散策路のコースを変えることはないため、利用経路に著しい変更は生じないと考えられる。また、天神前踏切～青柳踏切間の側道に仮線を整備する区間については、必要に応じてう回路を整備する。 これらのことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は少ないと予測され、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。 (2) 工事の完了後 散歩道・散策路のコースのうち、事業区間と踏切で交差する箇所については、地変式から高架構造となり、工事の完了後は踏切が除却され散歩道・散策路の機能は向上すると考えられる。 「131：谷保地区の歴史を訪ねて（No.5）」は、矢川駅からスタートして、ゴールが国立市役所及び谷保駅の2箇所となっている。このうち、国立市役所までの散歩道・散策路は廃止となる滝の院踏切を利用するコースのため、散歩道・散策路の経路にう回が生じ、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響が生じるが、約170m先の坂下第二踏切が通行できるため、影響は少ないと考えられる。 これらのことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は少ないと予測され、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。
廃棄物	既存建造物の解体撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物及び建設発生土については、再資源化率等の予測を99%以上、建設泥土については、再資源化率の予測を98%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める東京都関連工事の目標値を達成する。 また、計画・設計段階においては、建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制の計画を検討する等、工事中に発生する建設廃棄物及び建設発生土については、可能な限り有効利用・再利用及び再資源化することにより発生抑制に努める。 再資源化等が困難な建設廃棄物及び建設泥土並びに有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。 これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。

●東京都告示第九百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

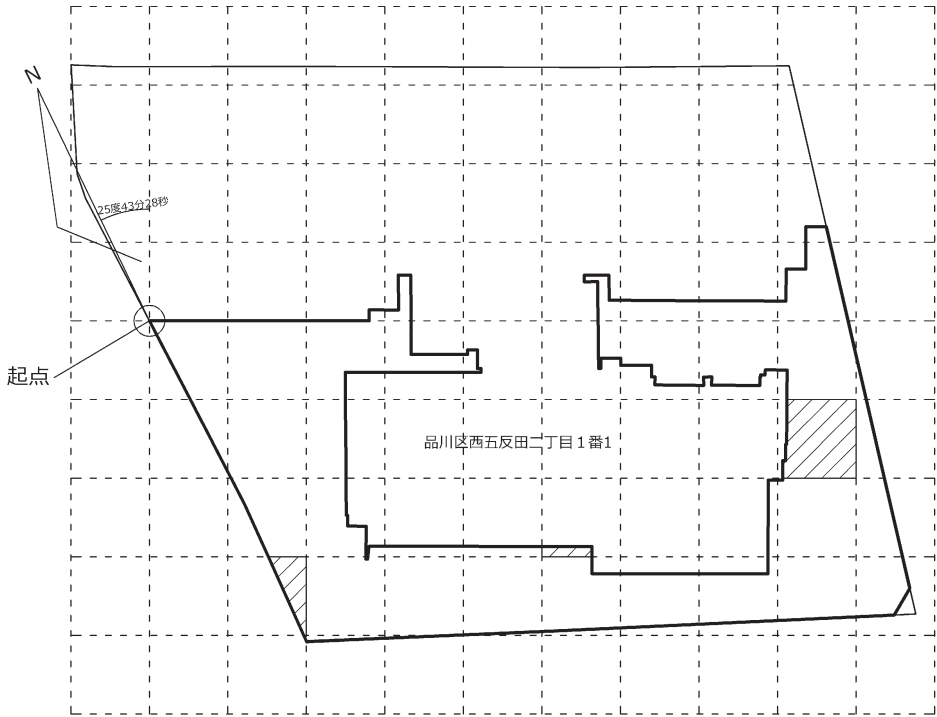
令和七年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区西五反田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



【起点】
起点は、品川区西五反田二丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 25度43分28秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
—— 敷地境界
—— 調査対象地
[] 単位区画
▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第九百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和七年東京都告示第五百三十四号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和七年十月七日

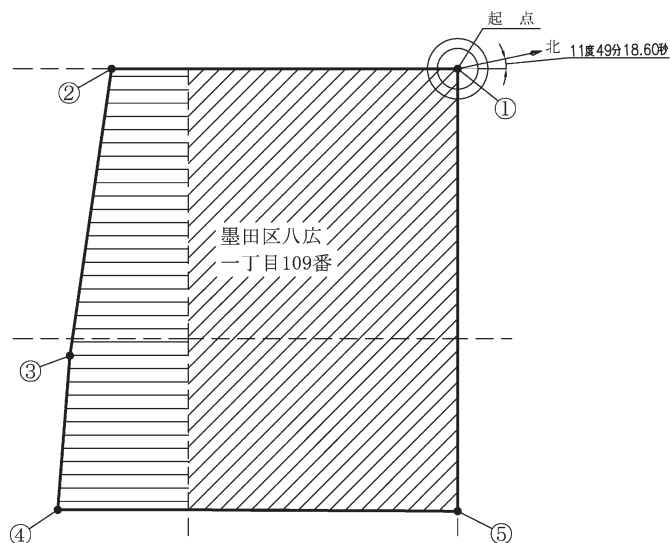
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区八広一丁
目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【起点】

起点は、座標（X=-30908.717、Y=-780.812）とする。

【凡例】

---：単位区画

—：調査対象地

□：指定を解除する区域

▨：形質変更時要届出区域
（令和7年東京都告示第534号により指定した区域）

【格子の回転角度(11度49分18.60秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標】

地点	X	Y
①	-30908.717	-780.812
②	-30921.294	-783.444
③	-30924.990	-773.349
④	-30926.601	-767.851
⑤	-30912.076	-764.759

●東京都告示第九百六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

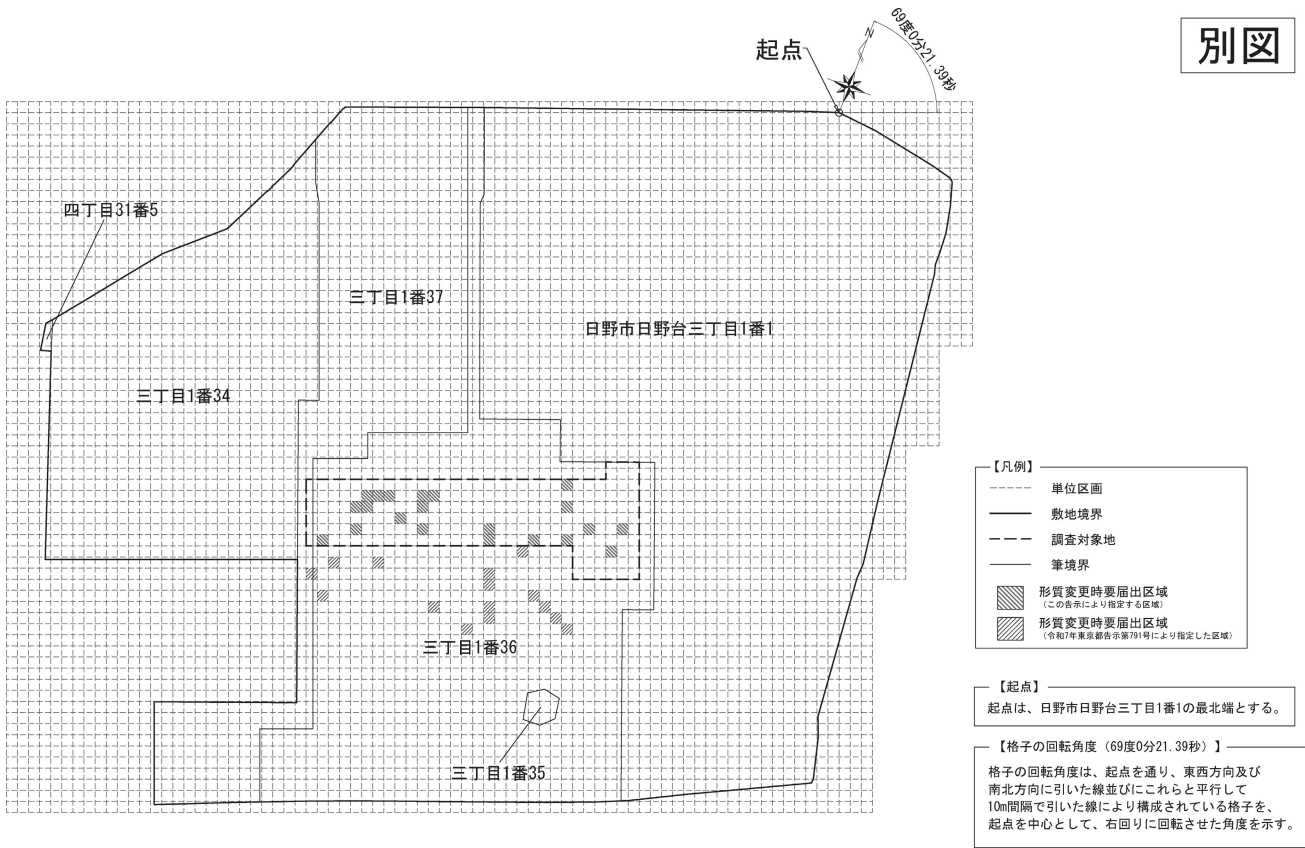
令和七年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和七年十月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 後楽二丁目地区地区計画

二 位置 追加する部分

文京区後楽一丁目及び後楽二丁目
各区内

変更する部分

文京区後楽一丁目、後楽二丁目及
び春日一丁目各区内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び文京区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号